

神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金交付要綱

令和3年3月30日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため発令された緊急事態宣言に伴い、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人等にとって建物の家賃等の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの中小法人等の事業継続を支援するための神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金（以下「一時金」という。）を予算の範囲内で交付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、一時金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者、又は特定非営利活動法人、公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等をいう。）その他資本金の額等若しくは出資の総額等若しくは常時使用する従業員の数を考慮してこれらに準ずるものと市長が認める者をいう。ただし、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。）を営む者については、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号に規定する政令で定める者とする。
- (2) 家賃等とは、中小法人等が自らの事業のために神戸市内で他人の所有する建物を使用及び収益し、賃貸借契約等に基づき、物件の使用に当たり賃借人等である中小法人等が、賃貸人又は当該中小法人等に対して当該建物を使用及び収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）に対し支払う費用をいい、これに付随して発生する管理費、共益費を含み消費税を除くものとする。なお、この要綱においてこの要件を満たすものは、名称を問わず「家賃等」という。
- (3) みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(交付対象者)

第3条 一時金の交付対象となる者（以下「申請者」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、申請を行うこと及び交付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋

号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。) に対してそれぞれ一度に限るものとする。

- (1) 2021年3月1日時点において、中小法人等であること。ただし、みなし大企業は除く。
- (2) 2021年1月から同年3月までの期間（以下「対象期間」という。）分の申請に係る神戸市内の建物に対する家賃等（当該家賃等が賃貸人等により賃貸借契約等に定める額から減額されている場合にあつては、当該減額後の家賃等）を支払っていること。
- (3) 申請に係る建物を他者に転貸していないこと。
- (4) 神戸市市税条例に定める市税に滞納および未申告の税額がないこと。
- (5) 2019年以前から事業を行っているものであり、2019年又は2020年（申請者がいずれかの年を選択）の1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度及び期間において、事業収入（中小法人においては法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書の別表1における「売上金額」欄に記載されるもの、個人事業者（中小法人等のうち個人である者をいう。以下同じ。）においては所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるもの）又は事業活動からの収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (6) 次の各号のいずれかに該当すること。

- ア 中小企業庁「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（令和3年3月6日付緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程に定める一時支援金をいう。以下「一時支援金」という。）を受給していること
- イ 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を用いている協力金（以下「協力金」という。）を受給した者であつて、対象期間のいずれかの月（協力金を受給した月のうち申請者が1月、2月又は3月から選択。以下「基準月」という。）の月間事業収入に協力金のうち基準月の金額を加算した額が2019年又は2020年（申請者がいずれかの年を選択。以下「基準年」という。）の同月の月間事業収入と比較して50%以上減少していること。なお、基準年の同月の月間事業収入について、青色申告を行っている者で所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は合理的な事由により当該書類を提出できないものと市長が認める場合、白色申告を行っている者の場合又は第6条第1項第2号に基づき住民税の申告書類の控えを用いる場合には、基準年の月次の事業収入が記載されないことから、基準年の月平均の事業収入を用いることとする。

（一時金の額）

第4条 一時金の額は、1申請者につき、50万円を超えない範囲で、対象期間の家賃等として支払った額の合計の1ヶ月平均の額を2で除して得た額とする。ただし、端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てることとする。

2 第1項の規定により一時金の額を算定する場合において、賃貸人等と、申請者との関係が次の各号

のいずれかである場合には、当該建物に係る家賃等は含めないこととする。

- (1) 賃貸人等が、申請者の代表取締役又は申請者と同一人を代表取締役とする会社である場合
- (2) 賃貸人等が申請者の親会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。）である場合
- (3) 賃貸人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合
- (4) 前各号に規定する関係に類するものその他一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

3 第 1 項の規定により一時金の額を算定する場合において、法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している建物に係る家賃等は含めないこととする。

（交付申請）

第 5 条 申請は、申請期間内に、市長が定める方法（オンライン申請又は郵送による申請）により、市長に対し行うものとする。なお、代理申請は認めない。

2 申請者は、申請を行うに当たっては、次に掲げる情報（以下「基本情報」という。）を市長に申請することとする。郵送による申請の場合は、様式第 1 号を提出することとする。

- (1) 法人名、所在地等（個人事業者は氏名、住所等）の申請者情報
- (2) 一時支援金又は協力金の申請情報
- (3) 振込先情報
- (4) 担当者名及び連絡先
- (5) 賃貸借物件に係る情報等
- (6) 家賃等の額
- (7) その他、市長が必要と認める情報

3 前項の申請を行うに当たっては、次に掲げる書類等のデータ又は写し（以下「証拠書類等」という。）を提出することとする。

- (1) 一時支援金の給付通知書又は協力金の支給決定通知書
- (2) 中小法人（中小法人等のうち法人である者をいう。以下同じ。）又は個人事業者の实在及び売上等が確認できる資料（協力金受給者の場合）

ア 中小法人の場合は、2019 年又は 2020 年の法人事業概況説明書（e-Tax による申告の場合は、受信通知を添付すること。）

イ 個人事業者の場合は、2019 年又は 2020 年の所得税青色申告決算書又は収支内訳書

ウ 基準月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳その他の当該基準月又は各月の属する事業年度

の確定申告の基礎となる書類など)

(3) 宣誓・同意書(様式第2号)

(4) 賃貸借契約書(契約期間に対象期間が含まれるものに限る。賃貸借契約書が存しない場合にあっては、賃貸借契約等の存在を証する書類)

(5) 家賃等を支払った事実を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書等

(6) その他、市長が必要と認める書類

(証拠書類等、算定式及び基本情報の特例)

第6条 第3条、第4条及び前条の規定にかかわらず、申請者が次の各号に掲げるときに該当する場合においては、それぞれ当該各号に定めるところにより、証拠書類等及び算定の特例を用いることができる。

(1) 申請者が中小法人である場合において、法人事業概況説明書が、合理的な事由により提出できないものと市長が認めるとき 当該事業年度の1事業年度前の法人事業概況説明書の控え又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替し、第4条に規定する交付額について、代替書類の証明する事業年度の事業収入で算定を行うことができる。

(2) 申請者が個人事業者である場合において、2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により提出できないものと市長が認めるとき 当該年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また、当該年分の住民税の申告書類の控えについても合理的な事由により提出できないものと市長が認めるときは、当該年の前年分の個人確定申告書の控え又は当該年の前年分の住民税の申告書類の控えで代替し、第4条に規定する交付額について、証拠書類等の存在する年のいずれかの年の事業収入で算定を行うことができる。

(3) 申請者が次のいずれかに当てはまる場合において、当該申請者が他の証拠書類等を提出したとき、他の算定式及び基本情報を用いて基準年の月間事業収入の比較の算定を行うことができる。ただし、この場合においても交付額は50万円を超えないものとする。

ア 2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立した又は開業した場合

イ 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合

ウ 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合

エ 連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、交付要件を満たす場合

オ 2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等(自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明。)を有する場合

カ 申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合

キ 特定非営利活動法人及び公益法人等(法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)

の場合

(宣誓・同意事項)

第7条 宣誓・同意書(様式第2号)の記載事項に宣誓又は同意し、その旨を記載した様式第2号を提出した者でなければ、一時金を交付しない。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、市長は、当該申請者について一時金を交付しないことを決定でき、また、申請者が既に一時金の交付を受けていた場合は、市長は、交付の決定を取消し、速やかに一時金を返還するよう求めることができる。

(不交付要件)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一時金を交付しない。

- (1) 第10条第1項の交付通知を受け取った者
- (2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織若しくは団体
- (6) 前各号に掲げる者の他、一時金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(審査)

第9条 市長は、申請者により提出された基本情報及び提出書類等(以下「基本情報等」という。)に基づいて申請内容の適格性等について審査を行い、交付要件を満たすことが確認できた場合は、次条に基づき、一時金の交付に係る手続を行う。ただし、市長は、申請者の申請が、交付要件を満たさないおそれがある場合は、次の各号の対応を行う。

- (1) 市長は、申請者に対して、交付要件を満たすことが確認できる基本情報等の提出の依頼(以下「不備修正依頼」という。)を行い、必要に応じて事情聴取及び立入検査等を行う。申請者は、不備修正依頼を受け次第、交付要件を満たすことが確認できる基本情報等を速やかに市長に提出する、また事情聴取及び立入検査等に協力する等の対応(以下「不備修正」という。)を行う。
- (2) 市長は、申請者から提出された基本情報等が外形的に本要綱に定める内容を満たしたとしても、交付要件を満たさないおそれがあると認める場合には、申請者に対して、確定申告書の裏付けとなる帳簿書類その他市長が必要と認める書類(以下「追加証憑」という。)を速やかに提出することの依頼(以下「追加証憑提出依頼」という。)を行うことができる。また、必要に応じて事情聴取及び立入検査等を行うことができる。申請者は、追加証憑提出依頼を受け次第、交付要件を満たすことが確認できる追加証憑を速やかに市長に提出する、また事情聴取及び立入検査等に協力する等の対応を行う。
- (3) 市長は、申請者の申請が交付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前2号にかかわらず、

不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことなく、申請者に対して、期限を定めて、申請の取下げを依頼し、又は次条第3項に基づき不交付を決定することができる。

- (4) 市長は、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行ったにもかかわらず、申請者による速やかな不備修正又は追加証憑提出が行われなかった場合には、申請者に対して、期限を定めた不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことができる。市長は、期限内に申請者から交付要件を満たすことが確認できる基本情報等又は追加証憑が提出されなかった場合には、次条に基づき、不交付の決定及び通知を行うことができる。

(一時金の交付・不交付)

第10条 市長は、第5条の規定にかかる交付申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対する一時金の交付額を決定し、申請者の振込先口座に振り込む。あわせて交付した旨の通知を当該申請者に対して送付する。

2 市長は、前項の交付決定にあたり、条件を附することができる。

3 市長は、審査を経て申請者の申請が交付要件を満たさないと判断した場合（提出された基本情報等が真正なものではないと判断した場合を含む。）又は交付要件を満たすことが確認できないと判断した場合には、当該申請について不交付を決定する。また、不交付とする旨の通知を当該申請者に対して送付する。

(一時金に係る不正受給等への対応)

第11条 無資格受給の恐れがある場合は、市長は、次の各号の対応を行う。

- (1) 審査を行い不審な点がみられる場合その他の市長が必要と認める場合において、市長は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等を行う。これらの調査を行った後、市長が当該関係者に対する対処を決定する。
- (2) 調査の結果、申請者がある責めに帰すべき事由の有無にかかわらず無資格受給したことが判明した場合又は申請者が調査に応じなかった場合（調査のために提出を求めた書類を申請者が提出しなかった場合を含む。）には、市長は交付の決定の取消しを行うとともに、当該申請者に対し、期限を定めて、一時金の返還を求める。

2 一時金の不正受給に該当することが判明した場合は、市長は、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。

- (1) 市長は申請者に対し、補助金規則第21条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息の市への納付を求める。なお、加算金及び遅延利息に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 不正受給が発覚した場合には、市長はこの旨及び申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表を行うことができる。
- (3) 市長は、不正の内容等により、一時金の受給に関し犯罪事実があると思料するときは、不正に一時金を受給した申請者を告訴・告発する。

3 一時金は、市長が交付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治 29 年法律第 89 号）が適用され、贈与契約の変更又は解除及び交付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）上の不服申立ての対象とならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、一時金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 市長は、申請者に対して、一時金に関するアンケート回答依頼又は各種支援策等の連絡を行うことができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。